

PROLOGUE

はじめに

平成元年に誕生した消費税法の過去の本試験を振り返ってみると、当初は基本項目からの出題が多かったが、回を重ねるにつれ、事例形式などの応用理論も頻繁に出題されるようになった。また受験者のレベルも向上してきていることから、今後の試験問題はさらに高度化、複雑化していくものと思われる。

そこで、この理論問題集では、理論テキストにより理解・暗記した理論の内容確認のための問題から実践力を養う問題まで幅広く用意している。

理論のアウトプットのための教材として本書をぜひ活用してほしい。

なお、どうしても理論問題の解答テクニックに目がいきやすくなるが、どのような形式の問題であれ、理論問題を攻略するためにはしっかりとした個別理論の理解・暗記が大前提となる。理論問題の解答テクニックに偏らず、同時に個別理論の理解・暗記をより一層深めてほしい。

令和8年9月

消費税法スタッフ一同

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用下さい。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する
 正解できた問題は○、正解できたが少し理解に不安があれば△、
 理解ができていなければ×を記入するなど

2. 問題集に掲載されている問題

理論問題集には、個別問題・総合問題が掲載されています。

各問題のコンセプト・復習方法は以下のとおりです。以下の内容を確認のうえ、復習に臨んで下さい。

〔1〕 個別問題

【基礎編】 ……規定の内容を確認する問題です。規定を正しく理解し、暗記をするための基礎を身に付けることが解答の目的ですから、理論テキストを確認しながらで構いませんので、暗記をする前に解答して下さい。

また、近年の本試験は、規定の内容を正しく理解し、「自分の言葉で説明する」力が重要となっておりますので、理解の確認及び文章作成の練習を目的とした問題もあります。これらの問題については、学習の初期段階では、理論テキストを確認しながら内容の理解を深めるために解答しましょう。文章がすぐに思い浮かばない場合は、模範解答を見て、規定の内容が確認できれば問題ありません。

2回転目の学習の際は、理論テキストで内容を確認後、理解の再確認とともに文章作成の練習を行いましょう。

【実践編】 ……本試験の出題に則した問題です。学習の初期段階では、理論テキストを確認しながらで構いませんので、暗記をする前に解答し、問題の読み取りや解答範囲の考え方、解答作成のポイントを確認しましょう。

また、2回転目の学習の際は、暗記後に解答し、再度問題の読み取りなどを確認するとともに、問題を通じて内容の理解を深めていきましょう。

問題には、個別問題及び事例問題があります。

個別問題は、問題の読み取りやタイトル（解答の骨子）挙げ、解答範囲の絞り込みなど基本的な解答手順を確認することが目的ですから、問題の読み取り等が正確にできるまで繰り返し解答して下さい。

また、事例問題は、ポイントとなる部分を穴埋め等で解答する問題になっています。将来的には、事例の取扱いを説明する文章を解答として作成する必要がありますので、この問題を繰り返し解答して解答作成のポイントを把握しておきましょう。

なお、本試験での出題傾向に応じて【基礎編】又は【実践編】がない場合があります。

〔2〕 総合問題

総合問題には、A B Cのランク付けがしてあります。

Aランク問題……主に本試験対策の基本問題です。問題の読み取りや解答範囲の絞り込みなど基本的な解答手順を確認する問題になっています。その手順が確認できれば、繰り返し解答する必要はありません。

Bランク問題……主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解答できれば、合格レベルに到達できますので、繰り返し解き直して実力を養いましょう。

Cランク問題……主に難易度の高い応用問題です。本試験では、様々な形式での出題の可能性があります。非常に難易度の高い項目も出題されています。Cランク問題は、様々な角度からの出題にも対応できる力を養うことが目的の問題ですから、Bランク問題をマスターしてから取り組むようにして下さい。

3. 標準時間

総合問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業までに必ず消化するようにしましょう。

5. 解答に当たって

問題文中に特に指示のないものについては、当課税期間は令和9年4月1日から令和10年3月31日までを前提として解答して下さい。

個別問題編

問題 9－2 適格請求書発行事業者の登録等

【基礎編】

次の文章について、正しいものには○、誤っているものには×を所定の箇所に記入しなさい。

- (1) 適格請求書発行事業者の登録を受けることができる事業者は、原則として課税事業者に限られる。
- (2) 課税事業者は、課税期間の途中から適格請求書発行事業者の登録を受けることができる。
- (3) 免税事業者が課税事業者となる場合において、その課税事業者となる課税期間の初日から登録を受けようとする場合の申請期限は、その課税期間の初日から起算して1月前の日である。
- (4) 適格請求書発行事業者が、翌課税期間から登録を取り消したい場合には、当課税期間の末日までに適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出すればよい。
- (5) 国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日の属する課税期間の初日から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする場合には、その旨を記載した適格請求書発行事業者の登録申請書をその課税期間の末日までに提出し登録がされれば、その課税期間の初日から適格請求書発行事業者となることができる。

(1)		(2)		(3)		(4)		(5)	
-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--

解 答 P.152

その他

問題 9－3 適格請求書発行事業者の義務等

【基礎編】

《設問 1》

次の各問に答えなさい。

- (1) 適格請求書発行事業者に交付義務が課されている適格請求書の記載事項
- (2) 適格請求書の交付義務が免除される場合
- (3) 適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができる場合及びその記載事項
- (4) 適格返還請求書の交付義務が免除される場合

【実践編】

《設問 2》

A社は、家具製造業を営む3月末決算の内国法人であり、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となっている。適格請求書の交付に関して、(1)～(3)の問に答えなさい。

- (1) 適格請求書発行事業者はどのような場合に適格請求書を交付しなければならないかについて、「課税資産の譲渡等」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。

(注) 「適格請求書」の意義及び法令の規定により適格請求書の交付義務が免除される場合について触れる必要はない。

- (2) A社が令和8年11月に行った次のイ及びロの取引（取引の相手方は課税事業者該当する。）に関して、消費税の課税関係及び適格請求書の交付の要否について、消費税法に沿って説明しなさい。なお、法令の適用に関して満たすべき要件がある場合には、その要件を全て満たしているものとする。

イ A社は、家具製造業を営む外国法人B社（消費税法上の非居住者に該当する。）に対して、A社が有する意匠権（日本でのみ登録されている。）の通常実施権を許諾し、その許諾料を受領した。

ロ A社は、家具販売業を営む外国法人C社（消費税法上の非居住者に該当する。）から依頼を受け、インターネット上のA社のホームページに、C社の販売商品の広告（C社が企画及び制作したものである。）を掲載し、C社から広告掲載料を受領した。

- (3) A社は、小売業を営む内国法人D社に対して、A社が製造した家具の国内での販売を委託しているところ、D社が受託販売する当該家具を購入した者に対する適格請求書の交付について、消費税法施行令第70条の12第1項《媒介者等による適格請求書の交付の特例》の規定（以下「媒介者交付特例」という。）の適用を受けることを検討している。

この媒介者交付特例について、適用を受けるための要件に触れながらその内容を述べるとともに、媒介者交付特例を適用した場合に商品販売の委託者であるA社及び受託者であるD社が法令上行うべき事項について述べなさい。

＜令和6年本試験問題＞

解 答 P.152

個別問題解答編

問題 8－6 更正の請求**解答**

省略（理論 8－6〔1〕〔3〕〔4〕）

解説

- 5 国税通則法の特則（問題 8－6〔2〕）は、後発的事由に基づく場合の更正の請求を規定しているものであるため、解答範囲から除外されることとなる。

問題 9－1 納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出**解答**

10	(1)	課税事業者届出書
	(2)	新設法人に該当する旨の届出書
	(3)	合併法人
	(4)	○
15	(5)	① 課税事業者選択届出書
		② 課税事業者選択不適用届出書

問題 9－2 適格請求書発行事業者の登録等**解答**

20	(1)	○	(2)	○	(3)	×	(4)	×	(5)	○
----	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

解説

- (2) 適格請求書発行事業者の登録申請書を提出すれば、課税期間の途中でであっても登録を受けることができ、適格請求書発行事業者登録簿への登録日からその効力が生じる。
- (3) 課税事業者となる課税期間の初日から起算して15日前の日である。
- 25 (4) 翌課税期間から登録を取り消したい場合には、翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書を提出しなければならない。

問題 9－3 適格請求書発行事業者の義務等**解答****《設問 1》**

- 30 (1) 省略（理論 9－3〔1〕(1)）
- (2) 省略（理論 9－3〔6〕(1)）
- (3) 省略（理論 9－3〔2〕）
- (4) 省略（理論 9－3〔6〕(2)）

35

《設問2》

(1)について

〔1〕 課税資産の譲渡等の意義

省略（理論 9－8(11)）

〔2〕 適格請求書の交付義務

省略（理論 9－3〔1〕（ただし書き、(1)除く））

(2)について

イ〔1〕 課税関係

(1)① 国内において登録されている意匠権の貸付けが国内において行われたかどうかの判定は、登録機関の所在地が国内にあるかどうかにより行うため、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当し、課税の対象となる。

② 非居住者に対して行われる特許権などの貸付けに該当し、輸出免税取引となる。

(2) 課税売上割合の計算上、許諾料が資産の譲渡等の税抜対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の税抜対価の額の合計額に計上される。

〔2〕 交付の要否

国内において行った課税資産の譲渡等（輸出免税取引を除く。）に該当しないため、適格請求書の交付は不要である。

ロ〔1〕 課税関係

広告掲載に係る役務の提供は、電気通信利用役務の提供に該当し、役務の提供を受ける者の住所等が国外であり、国内において事業者が行った資産の譲渡等に該当せず、課税の対象とならない。

〔2〕 交付の要否

国内において行った課税資産の譲渡等に該当しないため、適格請求書の交付は不要である。

(3)について

〔1〕 内容

省略（理論 9－3〔7〕(1)）

〔2〕 A社が行うべき事項

(1) 書類の保存

委託者の課税資産の譲渡等について、受託者が委託者に代わって適格請求書を交付していることから、委託者においても、受託者から交付された適格請求書の写しを保存する。

(2) 通知

省略（理論 9－3〔7〕(4)）

〔3〕 D社が行うべき事項

(1) 書類の保存

省略（理論 9－3〔7〕(2)）

(2) 委託者への交付

省略（理論 9－3〔7〕(3)）

問題 9－4 国等に対する特例

解答

《設問 1》

	国・地方公共 団体の一般会計	国・地方公共 団体の特別会計	法別表第三 に掲げる法人	人格のない社団等
事業単位の特例	○	○	×	×
資産の譲渡等の時期 等の特例	○	○	○	×
仕入税額控除の特例	×	○	○	○
申告期限の特例	×	○	○	×

《設問 2》

〔1〕 人格のない社団等の意義

省略（理論 9－4〔5〕(1)）

〔2〕 仕入税額控除の特例

省略（理論 9－4〔3〕）